

郷土室だより

第96号

平成9年6月28日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1

電話 3543-9025

刊行物登録番号 09-039

中央区の”橋“

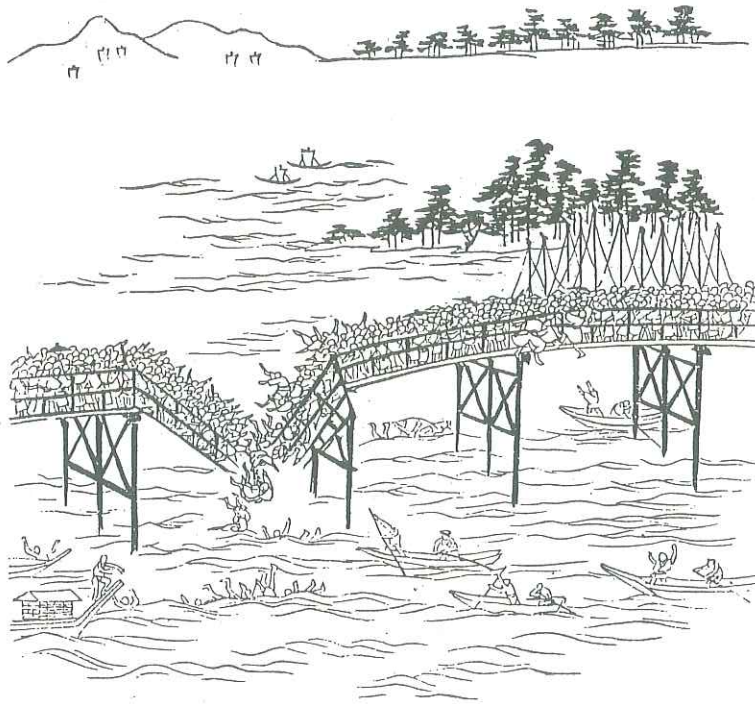
(その6)

◇その後の永代橋

これまでに見てきたように両国橋をはじめ、新大橋、そして永代橋と三つの大規模な橋を架けた理由は、隅田川東岸の低湿地の”都市化“を促進するためでした。

その”都市計画事業“のために、幕府は万治三年（一六六〇）三月二十五日に「本所築地奉行」という機関を新設し、徳山五兵衛と山崎四郎左衛門の二人の旗本を奉行に任じています。これがいわゆる「本所奉行」であることは、いまでもありません。この役所の最初の業務は「本庄（所）屋敷割并御堀掘之奉行」、つまり一面の沖積低地を宅地にするために、土地の水気を抜くことと、交通運輸手段としての水路づくりを兼ねた工事（これが「御堀掘り」の意味です）と、その水路に沿って道路を設定して、さらにその道路に沿って宅地を割り当てる仕事です。

ここで屋敷割という用語の意味を簡単に説明しますと、現在でも「道路敷」「河川敷」「軌道敷」などという土地の種別を示す用語が使用されていることからわかる



「夢の浮橋」（燕石十種より） 永代橋破損之図

ように、ある目的に使用される土地を「敷」と呼び、道路に使用された土地の場合は「道敷」(道式ともかかれていました)とか先に述べた「道路敷」と呼ばれます。

「屋敷」の本来の意味は、ある土地(宅地)の上に、人が入る建物が建つ場合の、その土地の呼び方です。ですから今は屋敷といえは建物そのもの、またはある一面に建物が建っている状態を意味しますが、本当はその建物とその附属施設(例えば庭園など)を含めた土地だけの呼び方でした。

◇屋敷と身分制度

江戸時代は土農工商の身分制の社会だったことは、断るまでもないことです。本所奉行の職務内容のうちの「屋敷割」が意味したのは、本所地区一帯の土地について、とくに土農工商のトップにある土

幕臣と大名の宅地だけの造成・割当てなどを行ったものです。本所地区の町人の居住地についての造成・割当ては町奉行と町年寄のうちの一家の「地割役」としての樽家の職務でした。

町人居住地の「都市計画」が「町割」であり、武家地だけの「都市計画」の「屋敷割」とは同時平行の関係で行なわれたのです。ですから不用意に江戸全体の地割を敷割を町割と呼ぶことには注意が必要なわけです。

◇幕府のリストラ

享保四年(一七一九)四月三日、幕府はこの本所奉行という機関を廃止しています。設置から五九年目のことです。この期間で現在の地名でいえば墨田区南部、つまり隅田川東岸の墨田区役所の前の北十間川から東の十間橋を経て横十間川で深川まで区切られた地区一帯の「屋敷割」が終ったためでした。

享保元年(一七一六)に吉宗が八代将軍に就任すると、のちに「享保改革」と呼ばれた緊縮政策をはじめられます。この年の本所奉行の廃止もその一環だったので、もう少しその辺の事情をくわしく見ることにしましょう。

本所奉行廃止によって、それまでの本所地区の道路と橋梁の維持

管理業務は、勘定奉行(現在の建設省に相当)の所管に移されました。

ただし「両国橋と新大橋」は町奉行支配とされ、四月三日の決定では三つの大橋のうちの永代橋がなぜか抜けています。

◇廃止予定だった永代橋

実はこの当時の永代橋の状態は「永代橋、新大橋惣躰大破ニテ、橋杭ハ水際よりくさり、其外諸道具共朽損、往来危ク、相見エ申候」という有様でした。これはその

年の三月に関係者の現地調査の報告で、その結果が新大橋を改架し、永代橋は廃橋にするという決定でした。

しかし深川の惣町人―深川地区の地主全員が廃橋に反対して、幕府で修復できないならば今の状態でもいいから払い下げてほしいと歎願しました。結局はその願いの通り四月十一日に払下げが許可されています。

以後永代橋は、町人による維持・管理の橋になり、幕府―町奉

行は直接関与しなくなりました(以上は「永代橋取払新大橋御修復取調候書留」(東京都公文書館所蔵)より構成したものです)。

◇やはり材質か

綱吉將軍の「五十賀」を記念して「御寿命永代に」という祈りをこめて架けられた永代橋は、「五十賀」の五十年どころか完成後の二六年目で、幕府の当事者の表現では「大破」つまりボロボロになっていたことがわかります。

この状況はこれまでに見てきた他の橋の場合にくらべて、異常に早く橋が腐ったことを物語るものです。

前号の「あまり木余聞」の記事にもあるように、寛永寺根本中堂の普請と永代橋の新架を同時に請負った二人の請負人の「もうけ」が、一人一万二千両、二人で二万四千両を浮かせた結果が、永代橋の意外に早い「朽損」の原因だともいえます。

ちなみにこの時に改架された新大橋の規模・材料・総工費はつぎのとおりでした。

着工 享保四年六月八日
規模 長百八間 横三間 壱尺五寸
(一九六・三m×五・九m)

杭 樫木 百五本 (濡通りの一)

五側は杭四本、西側杭三本立、東十一側杭三本立)

梁 樫木丸物

耳行 柀 樫平物

中行 柀 樫丸物

男柱 袖柱 樫

平均板 鋪高欄廻りと貫筋違は赤

松梅

渡初 八月二日 (工期は晴天)

八二日)

総工費 六一二七両

請負人 靈巖嶋長崎町 市川屋

藤助・北新堀町 伊勢屋長

右衛門

大工 町大工 喜兵衛・清兵衛

というもので、前々号の「両国橋掛直記録」と「横か槻か」の項

で見たとように、橋体はすべて槻材を使用しての六一二七両に対し、

元禄の二人の請負人の「もうけ」二万四千両は、いかに法外な「もうけ」方だったかがわかります。

そしてその時の橋材は「東叡山根本中堂初建、残木」とあるだけ

で、具体的な材質の記録が残されていない点特徴的でした。

◇橋銭訴訟

さきに見たように永代橋は町人の維持・管理にまかされるようになったとき、橋の両側の広小路に幕府から「橋助成地」を貰って費用を賄うことになりました。

助成地を貰った「町」は、広小路の一郭に盛り場をこしらえて、その地代を橋の修繕費にあてるという仕組みでした。江戸時代にはこのような仕組みが随分広く行われていたのです。

しかし助成地の上りだけでは修理費用に足りないため、享保六年(一七二四)に、「深川町々」とその西岸の「北新堀町・靈巖嶋・鉄炮洲・八丁堀・築地・本材木町・坂本町・萬町・小網町・堀江町・伊勢町・大伝馬町」が組み合

て町奉行所に一人銭二文ずつの渡り賃(橋銭)を徴収することを願いました(ただし武家は無料)。この永代橋の東西の町々は「永代橋維持管理組合」を組織していたわけで、この時の願い出は却下

されました。ついで享保十一年五月に再度願出たときは「往来弍銭宛渡銭」を取ることが五年という期間を限って許可されています。

◇橋銭・掛直し・掛継

こんな具合に橋とその橋をめぐる制度やエピソードが続けますと際限がなくなりますので、以後永代橋の例に限って「一」ということは江戸の橋全体に共通することを年表風に略記してみます。

年号年・月 記事 橋銭
享保14・4 橋掛け直し(新架) 享保18・6 元文元・6 無銭
元文元・9 延享3・8 一銭
宝暦10・2 類焼
" 10・9 仮橋出来る 一銭
" 14・11 二銭
明和2 改架 本橋完成 二銭
" 7 一銭
天明元 出水破損 掛継
寛政2迄に全長が掛継になる

" 3 7年まで 二銭
" 4・9 大風、船当り大破するが借財多く掛継不能、この責任で名主七名が橋係罷免、新名主により掛継。

文化4・8 富岡八幡宮祭礼の日、橋崩れ四四〇人溺死、その他怪我人多数発生、橋請負人三人入牢。
" 5・6 幕府費用で掛直し、11月29日に渡初め。
" 6・2 幕府は橋の維持管理を菱垣廻船船積仲間引受けさせる。以後橋銭なし
文政2・6 菱垣廻船船積仲間の引受けは解除され、以後町方御入用橋 町奉行管轄になり、橋銭無料。

◇夢の浮橋

文化四年(一八〇七)八月十九日の富岡八幡の祭礼当時の「橋崩れ」による惨事は、江戸時代の事件史の中では、必ず取り上げられるほどの有名な大事件でした。

この事故を取り上げた同時代の作品に『夢の浮橋』・『蜘蛛の糸巻』などがあり、いずれも活字本で読むことができますが、ここでは当時の狂歌の一部を紹介します。

永代の話にせんと祭礼を
見に行く人はみづに死けり

永代と架けたる橋は落ちにけり
今日は祭礼明日は葬礼

深川の底は八幡地獄にて

落ちて永代浮かぶ瀬もなし

渡りがたきこの世を渡る「夢の浮橋」、同じタイトルは『源氏物語』の最終巻の名でもあります。

◇三橋会所

もちろんこの時に崩れた橋は最初の「余り木」で作った粗悪材の橋ではなかったのですが、なにしろ隅田川河口の橋ですから、船の航行の便利のため滞筋（航路）の橋桁は水際から三メートル以上も高くしてあるため、波や風や出水時の水の流れ、さらには非常に多かった橋杭と舟の衝突事故などで、絶えず修理が必要でした。

しかし助成地の収入や橋銭では決して十分なことができなかったことが、橋崩れの大きな理由だったといえます。

そこで略年表のように事故の翌々年の文化六年（一八〇九）に、

橋の維持管理を菱垣廻船積仲間
に引受けさせるようになりました。
この組織は十組問屋仲間とも呼ばれたもので、始めは上方と江戸を結ぶ海運業者と、その業者に荷物輸送を依頼する問屋（荷主問屋と荷受問屋の両方）の組合のことでした。

その江戸経済の中心的な業者の組合に永代橋・新大橋・両国橋三つの橋の管理と掛直しに関する事業を請負わせ、その事務所が三橋会所だったわけです。

しかしこの三橋会所は発足後十年目の文政二年（一八一九）に廃止されました。その理由は会所運営の資金かせぎのために米相場に介入したのが失敗して、廃止直前には約十六万両の損金を出していたことにありました。

なおこの十組問屋仲間の組合と三橋会所の実質的な責任者だった杉本茂十郎も江戸から追放され、同時に江戸市政の責任者の一人である町年寄の樽与左衛門は自殺しています。

これは松平定信が中心となって推進した「寛政改革」という「行革」の最終的な破たんを示す事件

だという評価もあります。

それはさておき、粗悪材料・手抜き工事による公共施設の事故は、現在でもかなり「日常的」に起っています。また金や物の取引きで企業のディラーが巨大な損失を発生させるといった事件も絶えません。約一八〇年前の江戸の橋をめぐる一連の経過は、その意味ではとても「現代的」であるともいえます。

◇江戸時代の橋の技術

このシリーズの一つの目的は、これまでに見てきたような巨大な橋材、とくに橋杭を産地から現場に運び、それを隅田川の水中にどのように固定したかということの

説明、いいかえると近代橋梁技術者が「一般人」に十分説明してくれない部分を、江戸時代の江戸の橋の記録の中から発掘して、「いま」の常識にしようというネライも含まれています。

なにしろ江戸時代は動力というエネルギー変換装置が無い時代です。つまり近代になって普及した動力付きのクレーンや杭打機と

いった機械が一切なく、すべてを人間の力で処理した技術の時代でした。それがわずか一三〇年前後ですっかり忘れ去られてしまったことへの驚きもあります。

中央区をはじめとする江戸・東京の橋といえはむかしから多くの大小さまざまな橋について、それぞれの橋の名、位置の変遷、橋上のエピソードなどの「情報」は豊富にあります。

しかしその中で寸法までははっきり記録されていますが、構造・材質となるとかなりアヤフヤになってきます。

まして橋の図面だとか橋掛けの順序といった分野は「史料」の上ではあまりにもマトモに取り上げられていないのが実情であり、現状です。

（鈴木理生）